

相続時精算課税制度拡充へ

制度調査部
鳥毛 拓馬

2007年度税制改正シリーズ④

【要約】

- 政府は、2007年1月19日、「平成19年度税制改正の要綱」を閣議決定した。
- 要綱では、中小企業経営者が、後継者に円滑な事業承継を行うことができるようにするため、自社株を贈与する場合に、相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件を引き下げ、非課税枠を引き上げることを盛り込んでいる。
- 年齢要件が引き下げられ非課税枠が引き上げられると、円滑な事業承継が促進されることが予想される。
- 本稿では相続時精算課税制度について概観した上で、2007年度税制改正の要綱について検討する。

1. 相続時精算課税制度とは

- 相続時精算課税制度¹とは、多額の生前贈与を容易にし、次世代に財産を移すことを進めるため、2003年度税制改正で導入された制度のことである。
- この制度は、生前贈与時に贈与財産に対して低い税率で贈与税を課し、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合わせた価額を基に計算した相続税額から、贈与税額を控除することにより、贈与税と相続税の一体化を目指した課税方法である。
- 我が国では、高齢化社会が進んでいることにより、相続による子の世代への財産移転時期がこれまでよりも大きく遅れているという実情がある。また、高齢者の保有財産を有効に活用することによ

¹ 相続時精算課税制度に関する以下の制度調査部情報も参考にされたい。

「相続時精算課税の利用状況」	齋藤 純	2006年4月25日
「相続時精算課税制度の利用状況」	齋藤 純	2004年5月28日
「相続時精算課税制度と事業承継」	齋藤 純	2003年5月12日
「新しい相続税・贈与税の仕組み」	齋藤 純	2003年1月30日
「贈与税の非課税枠拡大」	齋藤 純	2002年12月17日

り経済社会を活性化させるという社会的要請もある。

○このような中で、資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保し、生前贈与による財産移転がスムーズにいくことを促すために、相続時精算課税制度が導入されたのである。

○相続時精算課税制度は、受贈者である子が贈与者である親ごとに、利用するかどうかを選択することができる。対象となる財産の種類・金額・贈与回数に制限はない。相続時精算課税の適用を受けるためには、最初の贈与を受けた翌年2月1日から3月15日までに税務署に届出書を提出しなければならない。届出書が提出されると、相続時まで継続して適用される。

●相続時精算課税制度の概要

贈与税

I. 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となる。

II. 税率

特別控除額を超えた部分に対して、一律20%の税率

III. 具体例

たとえば、1年目に1,500万円贈与し、2年目に1,200万円贈与したとする。この場合、1年目の1,500万円については全額控除が認められる。しかし、2年目の1,200万円については、1,000万円まで控除され、特別控除額を超えた残額200万円については税率20%の贈与税が課されることになる。

相続時に精算

相続税

贈与者死亡時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加えて相続税額を計算する。

その際、贈与時に支払った贈与税額を相続税額から控除する。支払った贈与税額が相続税額を上回る場合は、その差額が還付される。

(財務省資料を基に大和総研制度調査部作成)

●従来の暦年課税と相続時精算課税制度の差異

	相続時精算課税制度	従来の暦年課税
適用対象者	親子。親は65歳以上(住宅取得資金なら65歳未満も可)、子は20歳以上(代襲相続人を含む)。年齢は贈与をした年の1月1日時点で判断	親族間に限らず、第三者でも可
届け出	非課税枠内でも贈与を受けるたびに必要	非課税枠内なら不要
控除額	累積2500万円(住宅取得資金ならプラス1000万円)	毎年110万円まで
贈与税率	超過額の一律20%	額によって10~50%
相続税の対象	相続財産と精算課税制度を利用して贈与された財産	相続財産と相続前3年以内に受けた贈与財産

2. 2007年度税制改正要綱について

○政府は1月19日、「平成19年度税制改正の要綱」を閣議決定した。要綱では、「取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設」と題して、中小企業の事業承継を円滑に進めるため、相続時精算課税制度を拡充し、事業承継に限って親の年齢要件を60歳以上にし、非課税限度枠を3000万円とする方針を盛り込んでいる。

○要綱の内容は、以下のとおりである。

◇推定相続人の一人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、以下の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用を選択することができることとする。

◇それとともに、当該株式等の贈与については同制度の2,500万円の非課税枠を500万円上乗せし3,000万円とする。

- (1) 当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること。
- (2) 次のすべての要件をこの特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する時において満たしていること。
 - ① 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること。
 - ② 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。
- (3) その他所要の要件を満たすこと。

○要綱では、上記(2)の要件を満たさない場合の修正申告等に関する規定、相続税の課税価格の計算の特例の適用除外に関する規定等を整備するとしている。

- 現行の「65 歳以上」という親の年齢制限を緩和し、60 歳代前半でリタイアする中小オーナー経営者が、事業を子供(経営に従事する代表者となっている場合に限る)に計画的に継承しやすくする内容となっている。
- なお、財産の贈与対象となる子供の年齢については、現行制度の要件である「20 歳以上」に据え置く模様である。
- 現行の相続時精算課税制度は、年齢制限があるために、中小企業経営者が予め計画を立てた上で事業承継を行うことを促進する制度としては不十分であることは否めないと思われる。
- 今後、約 800 万人いるといわれるいわゆる「団塊の世代」の人々が大量にリタイアを迎える中で、年齢制限が緩和されれば、中小企業経営者の事業承継の円滑化が促進されることになるであろうと考えられる。
- 後継者にとって最も都合のよい時機で行われる事業承継が、今後増えることも予想される。